
第2章 会計管理局の事務事業

1	局の事務事業の分類	17
2	会計事務	18
3	会計制度の企画	25
4	会計事務の指導・検査	26
5	財務会計システムの管理運用	29
6	新公会計制度に関する事務	31
7	公金管理	37
8	指定金融機関等に関する事務	46
9	官民連携ファンドに関する事務	49
10	用品に関する事務	52
11	国費に関する会計事務	56
12	準公営企業に関する会計事務	57

1 局の事務事業の分類

会計管理局の事務事業は、地方自治法の規定に基づいて設置された「会計管理者」として行う事務を始め、法令の根拠及び事務の権限に基づき、次の4つに分類することができる。

1 会計管理者が知事から独立した権限により行う会計事務

- ・ 現金の出納及び保管
- ・ 有価証券の出納及び保管
- ・ 物品の出納及び保管
- ・ 現金及び財産の記録管理
- ・ 支出負担行為の確認（審査事務）
- ・ 決算の調製 など

2 知事の補助機関として行う事務

- ・ 基金の運用管理
- ・ 一時借入金
- ・ 指定金融機関等に関する事務
- ・ 用品に関する事務
- ・ 官民連携ファンドに関する事務 など

3 地方自治法上の法定受託事務として行う事務

- ・ 国の歳入・歳出に係る歳入徴収官、官署支出官等として行う国の会計事務

4 地方公営企業法の一部が適用される準公営企業についての会計事務

- ・ 東京都特別企業出納員事務取扱規則により、特別企業出納員（会計管理局管理部長）に委任された会計事務

2 会 計 事 務

会計企画課・出納課・警察出納課・消防出納課

会計管理者は、普通地方公共団体の会計事務をつかさどる（地方自治法第170条第1項）。会計事務とは、収入及び支出の執行手続、決算の調製、物品に関する事務等の総称である。

会計管理者の所管する会計は、一般会計及び16特別会計である。

(1) 収入事務

収入とは、地方公共団体の事務を執行するために必要な支払の財源となるべき現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の収納をいい、一会計年度における一切の収入を歳入という。

ア 徴収事務

歳入の徴収権限を知事から委任された歳入徴収者（局長又は所長）は、歳入を収入すべき時期が到来したときは直ちに、所属年度・歳入科目・納入すべき金額・納入義務者等に誤りがないか、法令又は契約等に違反していないかなどを調査し、決定（調定）しなければならない。

歳入徴収者が調定したときは、収入及び支出の命令に関する事務を知事から委任された収支命令者（局又は所の予算事務主管課長等）は、その内容を財務会計システムに登録する。

また、歳入徴収者が歳入を徴収しようとするときは、原則として納入通知書を作成して納入義務者に送付することにより、納入の通知をする。

イ 収納事務

納入の通知を受けた納入義務者は、納入通知書に現金を添え、納付場所として指定されている公金取扱金融機関の窓口又は各局・所の金銭出納員（局又は所の予算事務を取り扱う課長代理）に納付する（都税の一部及び放置違反金（※1）はコンビニエンスストアも可）。このほか、小切手等の証券、口座振替による納付及びマルチペイメントネットワーク（※2）利用

※1 「放置違反金」については、用語解説(P92)参照

※2 「マルチペイメントネットワーク」については、用語解説(P92)参照

による電子納付がある。また、自動車税、個人事業税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、不動産取得税等については、インターネットを通じたクレジットカードによる納付も可能である。

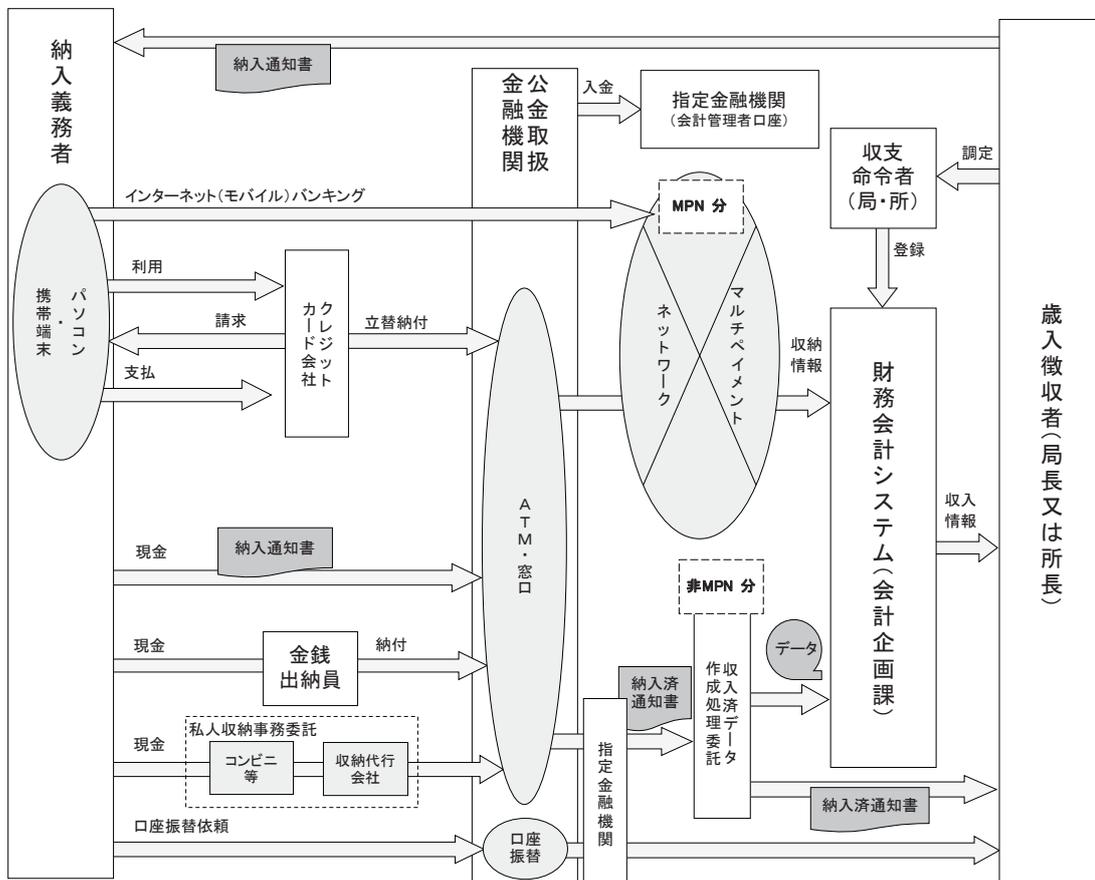
指定金融機関は、公金取扱金融機関との間で収納金の資金決済を行い、指定金融機関の会計管理者口座に入金するとともに、公金取扱金融機関から納入済通知書を集約し、会計管理者に送付する。

会計管理者は、納入済通知書を基に収入済データを作成して財務会計システムに登録し、所属年度、歳入科目及び主管局・所別に収入計上を行う。

歳入徴収者は、財務会計システムから収入情報を取得して、調定情報と突合するなど歳入の管理を行う。

なお、金銭出納員とは、その所管に属する現金の収納及び払込の事務等を会計管理者から委任された者をいい、局又は所の予算事務を取り扱う課長代理等をもって充てられている。

< 収入事務フロー図 >



(2) 支出事務

支出とは、地方公共団体の事務を執行するために必要な現金の支払をいい、歳出予算を執行することを意味する。支出には、支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)から現金の支払までの一切の行為が含まれる。

ア 審査事務

支出事務の手続は、支出負担行為、支出決定、支出命令、審査、支払の順に行われる。

会計管理者又は特別出納員は、収支命令者が発行した支出命令書の送付を受けたときは、支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと、当該支出負担行為に係る債務が確定していること等について審査し、確認しなければならない。

会計管理者又は特別出納員は、この確認ができないときは当該支出命令書を収支命令者に返付しなければならない。

なお、特別出納員とは、100万円未満の支出負担行為等一定の要件を満たす収支命令についての審査を会計管理者から委任された者をいい、局又は所(警視庁、東京消防庁及びこれらに所属する所を除く。)の予算事務を取り扱う課長代理等をもって充てられている。

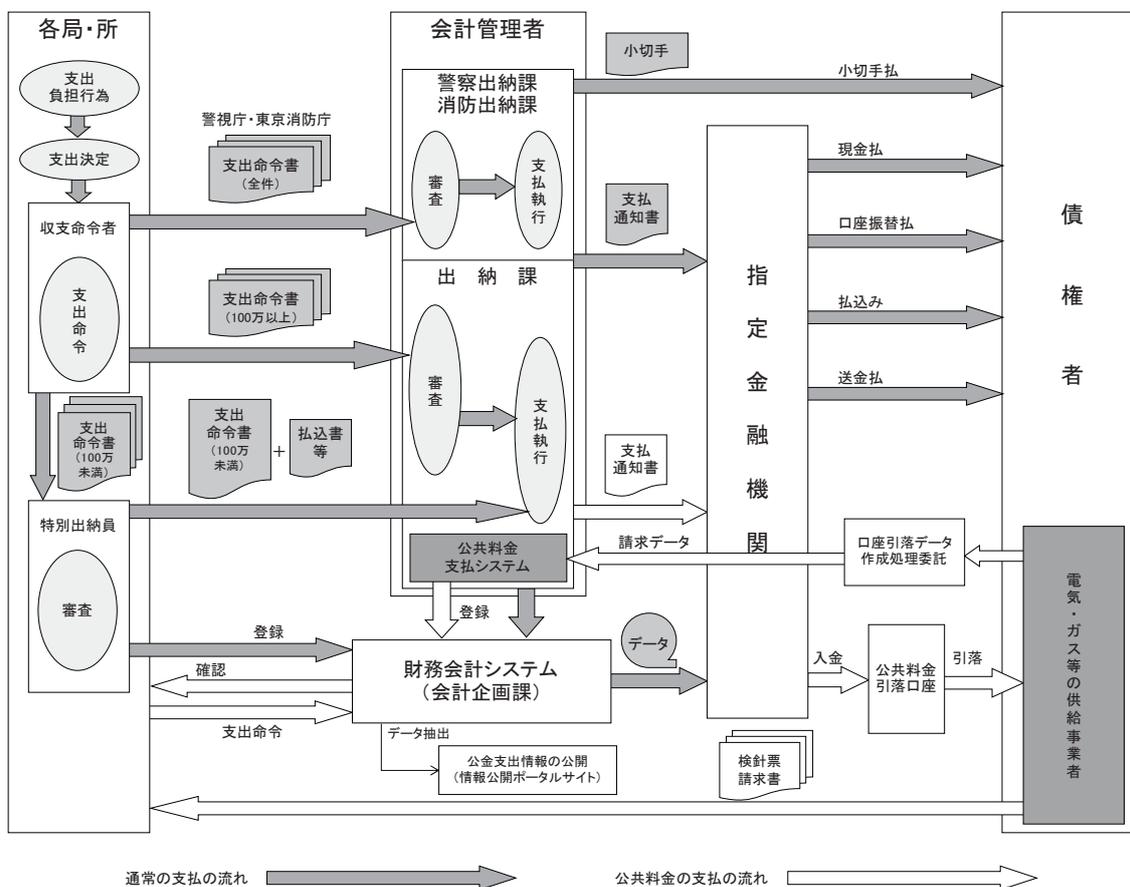
イ 支払事務

会計管理者は、審査事務が完了したときは、当該支出命令書を執行し、債権者に対して支払を行う。

支払の方法には、会計管理者が自ら債権者に支払を行う小切手払、指定金融機関に支払通知書を交付して支払手続をさせる現金払、口座振替払、払込み及び送金払がある。

なお、公共料金(電気料金、ガス料金、水道料金及び電話料金)の支払事務については、一部を除き、公共料金支払システムにより、会計管理局において一括処理している。

＜支出事務フロー図＞



(3) 災害時の支払訓練

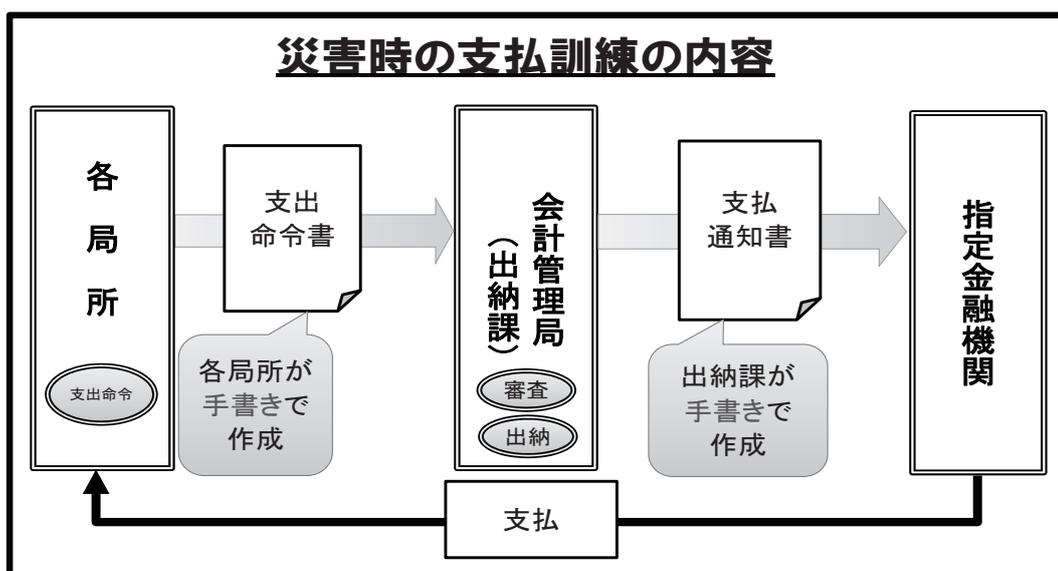
地震等の災害が発生したときは、財務会計システムの停止や交通機関の不
通等により、会計事務に様々な支障が生じるおそれがある。そのため、災害
時においても円滑な支払事務が行えるよう、局内外に対して支払事務に関す
る各種訓練を実施している。

ア 各局・所訓練（支出命令）

各局・所の担当者に災害時における支出手続を身に付けてもらうことを
目的として、本庁各局・所の総務担当部門の防災又は経理担当者並びに警
視庁及び東京消防庁の各部の経理担当者を対象に、手書きによる支出命令
書の作成等の訓練を実施している。

イ 当局訓練（審査・出納）

災害時における審査・出納事務の知識を習得することを目的として、出納課の全職員、局間転入者及び新規採用者を対象に、支出命令書の審査、支払通知書の作成等の訓練を実施している。また、警察出納課及び消防出納課においても、同様の訓練を定期的実施している。



(4) 決算事務

決算は、一会計年度内の歳入歳出予算に対する実際の収支の状態を計数的に明らかにした実績表である。その役割は、議会や都民に対して、予算の執行を通じて普通地方公共団体の行政目的が効果的かつ効率的に達成されたかどうかを検証するための判断材料を提供すること、また、検証の結果を、次年度以降の予算編成につなげるなど、行政運営に的確に反映させることである。

決算は、地方自治法第 233 条及び地方自治法施行令第 166 条に規定されており、都においては下記のとおり取り扱っている。

ア 決算調製と議会への認定付議

会計管理者は、会計年度ごとに決算を調製し、出納閉鎖後 3 か月以内、すなわち、毎年 8 月 31 日までに知事へ提出する。会計管理者が調製する書

類は、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書である。

知事は、これらの書類を監査委員の審査に付し、監査委員から決算審査に関する意見を受けた後、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類とともに議会へ提出し、第三回定例会において議会の認定に付している。

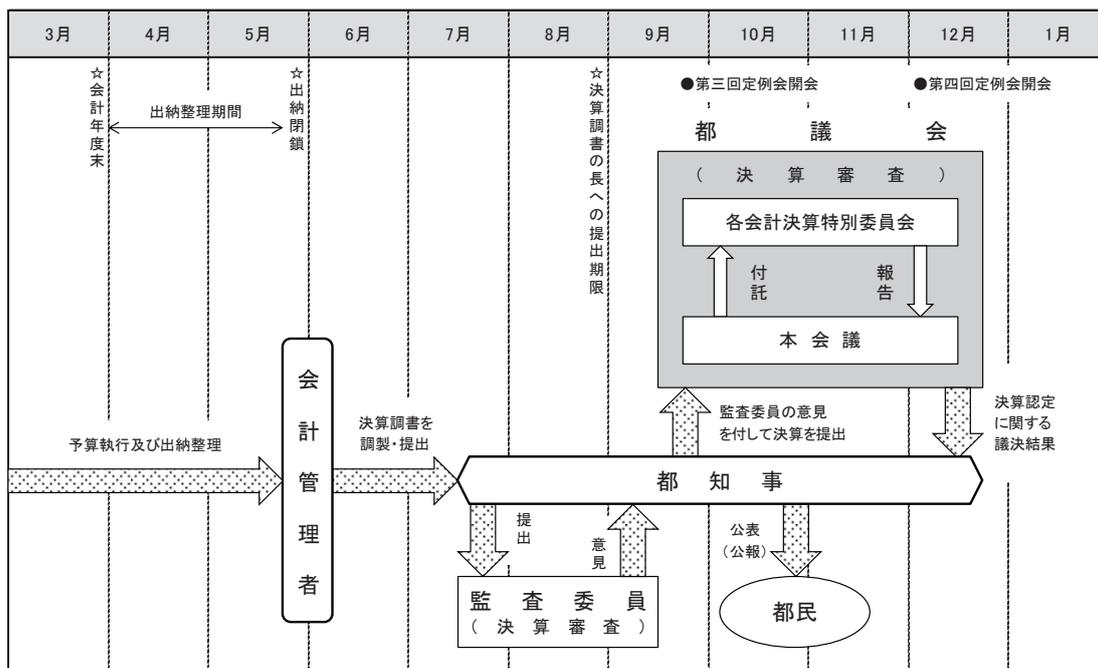
イ 議会における決算の認定

議会は、認定に付された決算を審査するため、各会計決算特別委員会を設置して審査を付託している。当委員会における全局の審査が終了すると、審査終了に伴う報告を直近に開催される議会で行い、議会は、決算審査報告に基づいて決算の認定に関する議決を行う。

ウ 公表

知事は、議会の認定に付した決算の要領を都民に公表するため、東京都公報に登載する。

< 決算事務フロー図 >



(5) 物品管理事務

物品管理は、会計管理者所属各会計の歳出予算の執行により取得した所有動産及び借用動産等について、適正かつ効率的な供用を図るとともにその状態を良好に維持することを目的に行われる。

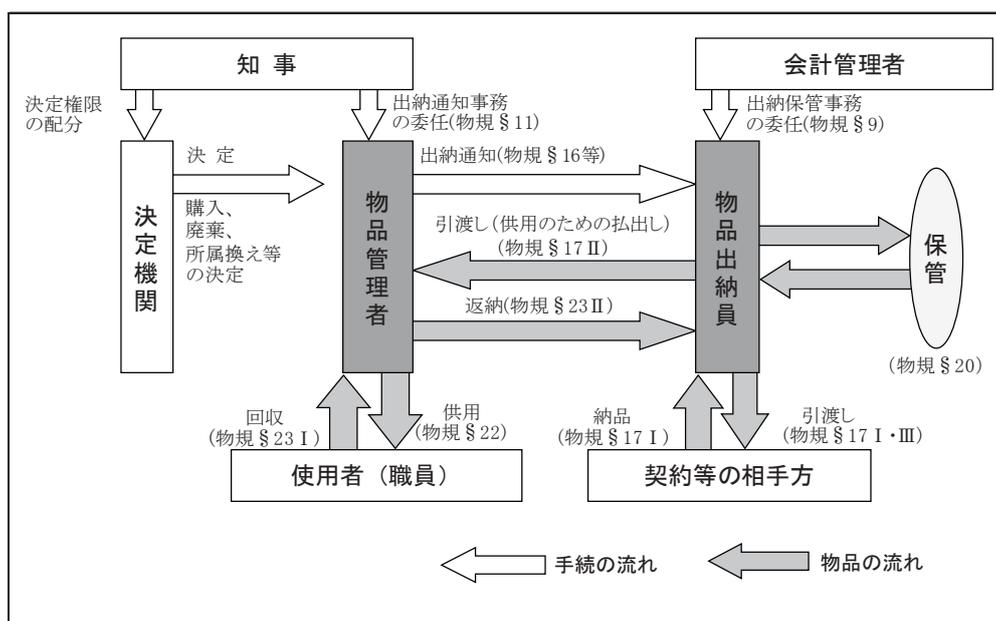
物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）は会計管理者の職務権限である（地方自治法第 170 条第 2 項第 4 号）が、物品出納員に、その所管に属する物品の出納保管事務を委任している。なお、物品出納員とは、部、部を置かない局及び所の物品の契約事務又は調達事務を取り扱う課長代理等をもって充てられている。

物品出納員に対して受入れ及び払出しの出納通知を行う事務は、知事から物品管理者（局の課長及び所の物品の契約事務又は調達事務を取り扱う課長）に委任されており、また、物品管理者は、供用中の物品が適正かつ効率的に使用されるよう使用者を監督するとともに、定期的に状況確認を実施する。

会計管理者は、物品管理事務の指導統括を行うほか、重要物品（備品又は動物のうち本体価格及び付随費用の合計が 100 万円以上のもの）に係る財産に関する調書の調製等を行っている。

（平成 29 年度末重要物品集計一覧表：資料編第 4 表 P84 参照）

< 物品管理事務フロー図 >



3 会計制度の企画

会計企画課

会計管理局では、規則改正など、都の会計制度に関する企画・調査・改善の調整を担当し、会計事務の簡素・効率化を図るとともに、各局・所における適正な事務の確保に努めている。

(1) 会計制度の企画

会計管理局では、会計事務に関する法令改正や国の制度変更に対応し、「東京都会計事務規則」及び「東京都物品管理規則」の改正や制度の見直しを行っている。また、時代の変化に対応した新たな公金収納方法の検討等、会計制度に関する企画、調査及び改善に向けた取組を行い、都民サービスの向上と会計事務の簡素・効率化を実現するとともに、適正な事務の確保に努めている。

(2) 具体的な取組

A T Mやパソコン等での公金収納（ペイジー）を実現するマルチペイメントネットワークを平成 15 年度に導入し、安定運用の確保や各局システムへの活用拡大を支援している。

また、インターネットによるクレジットカード収納について、自動車税は平成 23 年度から、個人事業税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、不動産取得税等は平成 27 年度から実施しており、会計管理局では、この収納方法を導入するに当たり、的確な支援を行った。

さらに、都民や外国人旅行者の利便性向上に資するため、各局が電子マネーでの収納を円滑に導入できるよう、平成 29 年 3 月に「電子マネーによる公金収納の実務的指針」を策定し、庁内に周知した。

そのほか、業務のリスク及び効率性の観点からキャッシュレスの取組を推進している。

4 会計事務の指導・検査

会計企画課

会計管理局では、「東京都会計事務規則」、「東京都物品管理規則」等に基づく会計事務の指導並びに相談業務及び検査業務を担当している。会計事務の簡素・効率化及び適正な運用を図るとともに、各局・所における適正な事務の確保に努めている。

(1) 会計事務の指導

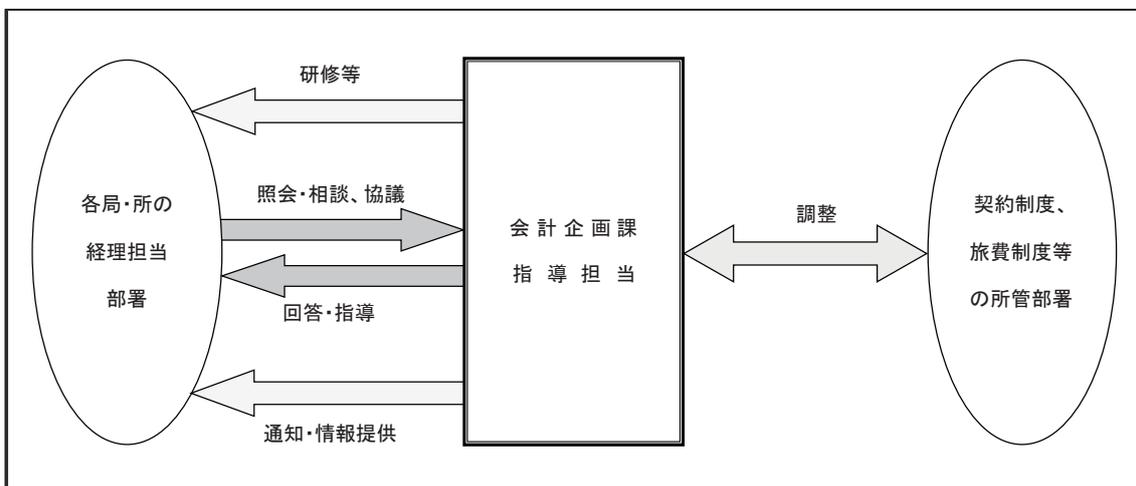
会計管理局では、会計事務の適正な処理を図るため、会計企画課に指導担当を置き、各局・所に対して研修・指導・相談業務を行っている。

研修業務については、会計事務・物品管理事務に関する中央研修及び各局と連携した会計事務オーダーメイド研修等を開催するとともに、各局・所の特別出納員支援に取り組むことにより、会計事務担当者の処理能力・知識の向上を図っている。

各局・所から寄せられる会計事務に関する照会・相談等に対して、適切に指導・回答を行い、また、「東京都会計事務規則」及び「東京都物品管理規則」に定める会計管理者への協議を受けている。

さらに、T A I M S を活用し、全職員向けに会計事務の基本的な事項についての情報発信を行うとともに、「会計管理局のひろば」「物品管理のひろば」に事務処理の手引、各種研修テキスト、問題事例に関する質疑応答集、関連する通知文書等を掲載して情報提供を行っている。また、各局・所において供用する必要がなくなった物品の有効活用を図るため、物品のあっせん情報を掲載するための掲示板を提供している。

<会計事務指導関係フロー図>



(2) 会計事務の検査

会計事務の検査は、地方自治法第 149 条第 5 号に基づく知事の会計監督権を具体化したものであり、会計管理者が行う直接検査と各局長が行う自己検査がある。これらの検査を通して会計事務の適正化と全庁の会計職員の能力向上を図っている。

ア 直接検査

直接検査は会計管理者が行う検査であり（東京都会計事務規則第 134 条及び東京都物品管理規則第 65 条）、「直接検査実施要綱」に基づき定期検査、再検査及び臨時検査を実施している。

定期検査は、特別出納員、金銭出納員及び物品出納員の事務を中心に、全ての本庁の部（部を置かない局においては局）及び事業所に対し 2 年に 1 回実施している。

再検査は、定期検査の結果、会計管理者が改めて検査の必要があると認める会計事務について検査を実施している。

臨時検査は、会計事故の発生等、会計管理者が緊急あるいは臨時に検査を行う必要があると認める場合に実施する。

イ 自己検査

自己検査は各局長が自ら行う検査であり（東京都会計事務規則第 129 条及び東京都物品管理規則第 60 条）、「自己検査実施要綱」に基づき主に局の経理・用度職員が検査員となり実施している。

会計管理局は、各局が自己検査を確実に実施できるよう、検査の手引の作成及び検査実務に関する説明会等を行っている。また、各局長から検査結果について通知を受け、各局への会計事務指導等に活用している。

(3) 指定金融機関等の検査

会計管理者は、公金取扱金融機関において事務処理が適法かつ正確に行われているかを確認し直接指導するため、指定金融機関及び収納代理金融機関に対し、公金の収納又は支払の事務及び公金の預金状況について検査を実施している（地方自治法施行令第 168 条の 4 第 1 項）。

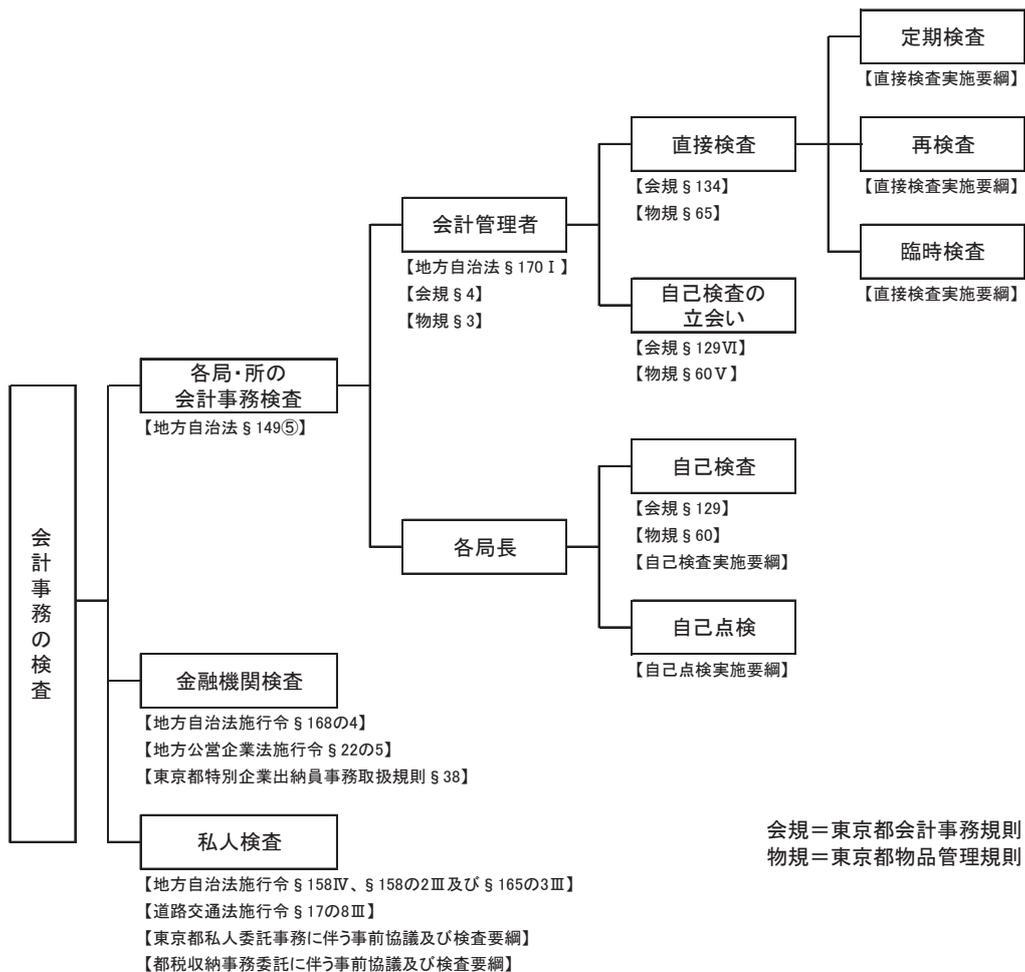
また、準公営企業に係る出納取扱金融機関等に対しても、地方公営企業法第 34 条の 2 に基づく知事の権限として同様の検査を実施している（地方公営企業法施行令第 22 条の 5 第 1 項）。

(4) 私人に委託した歳入等の徴収又は収納事務及び支出事務の検査

会計管理者は、私人に委託した歳入等の徴収又は収納及び支出事務について、適正な都の公金取扱事務を確保するため、受託者に対し検査を実施している（地方自治法施行令第158条第4項、第165条の3第3項、道路交通法施行令第17条の8第3項及び東京都私人委託事務に伴う事前協議及び検査要綱）。

さらに、都税の収納についても、コンビニエンスストア等に対し、同様の検査を実施している（地方自治法施行令第158条の2第3項及び都税収納事務委託に伴う事前協議及び検査要綱）。

< 会計事務の検査の体系 >



5 財務会計システムの管理運用

会計企画課

財務会計システムは、予算の執行、決算等に係る内部管理事務について適正かつ迅速な事務執行を支援する、大規模な全庁的基幹システムである。

単式簿記・現金主義会計と、複式簿記・発生主義会計の処理を同時に行うことのできるシステムとしては、わが国の行政では初めてのものである。

本システムに登録された一般会計・特別会計の支出情報は、ホームページ上に公開している。

(1) 財務会計システムの沿革

財務会計システムは、昭和 58 年 12 月の「活力ある都政をすすめる懇談会」の中間報告（全庁的な出納事務及び予算事務の電算化促進）を受け、昭和 60 年度に総務局に発足したプロジェクトチームによって開発が始まった。

開発は、平成 3 年 7 月に予算計数サブシステム（平成 17 年度から財務局の新システムへ移管）、平成 4 年 4 月に各執行系サブシステム、同年 10 月に物品管理サブシステムが本稼働したことにより完了し、平成 5 年 4 月よりシステム管理運営が当局に移管された。

都では、情報通信技術の急速な進歩等に対応するため、平成 13 年 3 月に「電子都庁推進計画」を策定した。これを受け、10 年が経過した財務会計システムの機能改善や経費削減等に向け、①従来の大型汎用機及び専用端末による処理方式から小型サーバ及び共用端末への変更による運用経費の削減、②機能の統合及び簡素化、③複式簿記・発生主義会計の処理の追加、を目的に約 2 年かけて再構築を行い、平成 18 年 3 月から現行のシステムが稼働している。

(2) 財務会計システムの概要

ア 対象局、対象会計等

公営企業局を除く各局。一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金

イ サーバ

都庁外のデータセンターに専用サーバを設置

ウ 端末

各局・所の T A I M S 端末等を使用

エ サブシステムの構成

財務会計システムのサブシステム構成は下表のとおり。

＜サブシステムの構成一覧表＞

No.	サブシステム名	システムで行う事務の内容	
1	執行系システム	予算執行管理システム	予算の配当・配付・執行委任・流用等
2		歳入管理システム	調定、収納、消込み、収入日計等
3		歳出管理システム	支出負担行為、支出命令、支払、精算等
4		歳入歳出外現金管理システム	歳入歳出外現金の受入れ・払出し
5		資金管理システム	資金管理に必要な情報提供
6		決算管理システム	科目別決算、事業別決算、普通会計決算
7		複式処理システム	財務諸表の出力処理、複式仕訳処理、複式情報の修正・登録等
8		債権者債務者管理システム	債権者、債務者情報の管理
9	物品管理システム	備品の受入れ・払出し、所属換え等	

(3) 財務会計システムの管理運用

財務会計システムにおいては、以下の管理運用業務を行っている。

- ・システム運用及びスケジュール調整
- ・システム操作及び業務処理に関する問い合わせ対応・指導
- ・システム仕様の改善、制度・組織等の改正に伴うシステム保守
- ・システム資源、稼働状況の監視及び最適化への対応
- ・システムの情報セキュリティ対策の実施

なお、上記の管理運用業務のうち、次の作業は業者に委託している。

- ・業務運用委託
業務アプリケーションにかかわる運用及び保守管理等
- ・システム基盤運用委託
ハードウェア及びミドルウェア等の保守管理及び運用等

(4) 公金支出情報の公開

情報公開の取組の一環として、平成 29 年 9 月から都の全庁の公金支出情報の公開を開始した。

具体的には、財務会計システムに登録された一般会計・特別会計の支出内容について、「支出部署」「支払日」「支出科目」「支払内容（件名）」「支払額」などの情報を都民が容易に閲覧できるよう東京都情報公開ポータルサイトの中において、一件ごとに毎月一括して公開している。

なお、システムが異なる公営企業会計の支出情報については、各会計を所管する局が公開している。

6 新公会計制度に関する事務

会計企画課

「東京都会計基準」に基づく新公会計制度を運用し、作成した財務諸表を決算参考書として議会に提出している。また、新公会計制度に係る会計事務の企画・指導・検査を行うとともに、財務会計システムにおける複式処理サブシステムの安定運用の確保を行っている。

さらに、制度の活用促進へ向けた自治体間連携として、都内自治体に対する支援・助言や、都と同様の新公会計制度を導入した大阪府及び愛知県等と連携した全国自治体への情報発信等を行っている。

(1) 新公会計制度導入の目的

従来の官庁会計は、単年度の現金収支のみを記録する、いわゆる現金主義会計であるため、資産や負債等のストック情報や減価償却費等の当期に負担すべきコスト情報が明らかではなかった。

こうした官庁会計の問題点を克服するため、複式簿記・発生主義会計による新公会計制度を導入し、これにより新たにマネジメントへの活用やアカウントビリティー（説明責任）の向上等を図ることとしている。

(2) 新公会計制度導入の経緯

平成 14 年 5 月、都は、都の公会計制度に複式簿記・発生主義を導入する旨を発表し、同年 9 月に、当時の出納長室（現在の会計管理局）及び財務局は、公認会計士 3 名と都の職員から成る「東京都の会計制度改革に関する検討委員会」を設置、具体的な検討を開始した。

その後、平成 16 年 1 月からの財務会計システムの再構築及び平成 17 年 8 月の「東京都会計基準」の策定・発表等を経て、平成 18 年 4 月より新公会計制度の運用を開始した。

平成 18 年度決算からは、従来の官庁会計決算に加え、複式簿記・発生主義会計による財務諸表を作成し、一般会計及びすべての特別会計についての財務諸表を公表している。

(3) 都の新公会計制度の特徴

都における新公会計制度は、「東京都会計基準」に基づき、財務会計システムにより財務諸表を作成するものである。

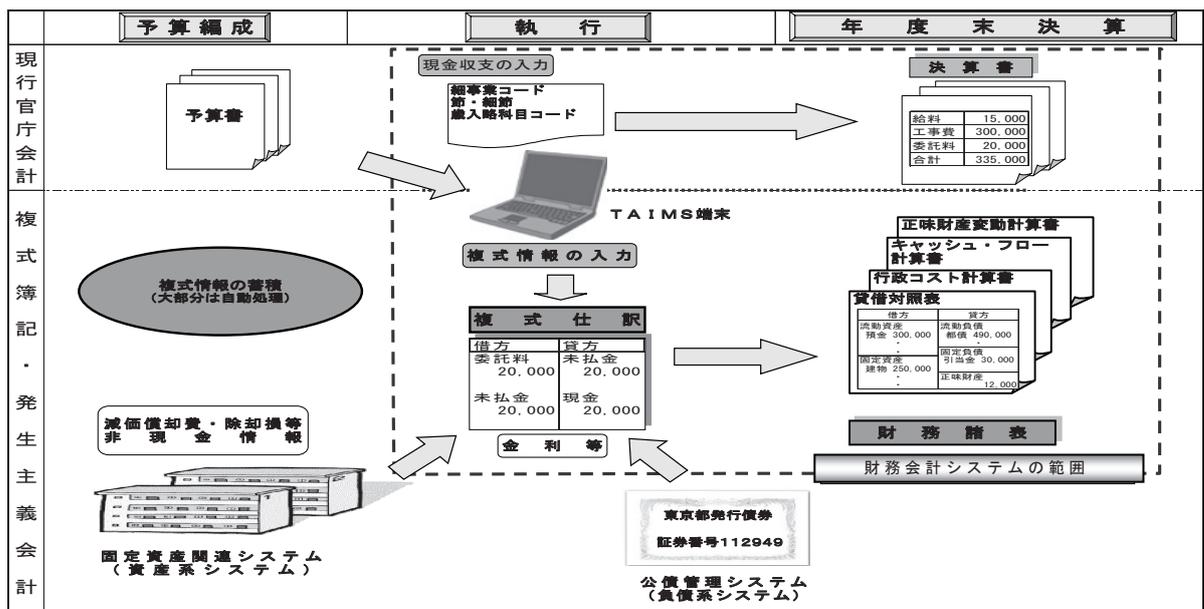
ア 東京都会計基準

「東京都会計基準」は、公会計に複式簿記・発生主義会計を導入するための全国初の具体的な会計基準である。特色としては、①行政の特質を考慮したものであること、②財務諸表が住民にとって分かりやすいものであること、③個別の事業改善に活用できる財務諸表であること、④会計実務上、対応可能であること、が挙げられる。

イ 財務会計システム

財務会計システムは、官庁会計の処理に連動し、日々の会計処理の段階から複式簿記のデータを蓄積することで、迅速かつ正確に多様な財務諸表の作成を可能としている。特色としては、①予算科目から勘定科目への自動変換、②資産及び負債系のシステムとの連携、③事業別財務諸表の作成が可能であること、が挙げられる。

＜財務会計システムに係る複式処理の流れ＞



(4) 財務諸表の作成と議会への提出

各局長は、会計別の財務諸表を、「東京都会計基準」の定めにより作成し、東京都会計事務規則第 107 条第 3 項により会計管理者に提出する。

また、会計管理者は、同規則第 109 条により、各会計別の財務諸表を作成し知事に提出する。

これらの財務諸表は、地方自治法上、議会による決算の認定対象とはならないが、決算参考書として知事が議会に提出している。

なお、各局は、決算特別委員会の各分科会に局全体及び会計別の財務諸表等を提出している。

<財務諸表等の体系>

貸借対照表 (※)	財政状態を明らかにするため、会計年度末時点における都の資産、負債及び正味財産の残高を表示したもの
行政コスト計算書 (※)	一会計期間における発生主義会計に基づく費用、収入及び当期収支差額を表示したもの
キャッシュ・フロー計算書 (※)	一会計期間における現金収入と現金支出を区分ごとに表示したもの
正味財産変動計算書 (※)	貸借対照表の正味財産の部の一会計期間における増減を、変動要因ごとに表示したもの
附属明細書	固定資産の増減を示す有形固定資産及び無形固定資産附属明細書

注 財務諸表には、重要な会計方針や後発事象等、財務諸表作成のための会計処理の考え方等を注記として記載する。

※ 「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」、「正味財産変動計算書」については、用語解説 (P92) 参照

(5) 新公会計制度に係る企画・指導・検査

ア 東京都会計基準委員会

「東京都会計基準」について、民間等の会計基準の動向を踏まえつつ継続的な見直しを行うほか、財務諸表の分析手法・活用方策に係る検討を行うため、平成 18 年 4 月より「東京都会計基準委員会」を設置している。(平成 30 年度より公認会計士 3 名で構成)

イ 新公会計制度に係る指導・検査

各局から寄せられる新公会計制度の会計事務に関する照会・相談等及び決算業務に関する問合せに対し、指導・回答を行っている。

あわせて、T A I M S を活用し、決算業務や財務会計システム上の処理についての運用マニュアル、質疑応答集、関連する通知文書等を掲載して情報提供を行っている。

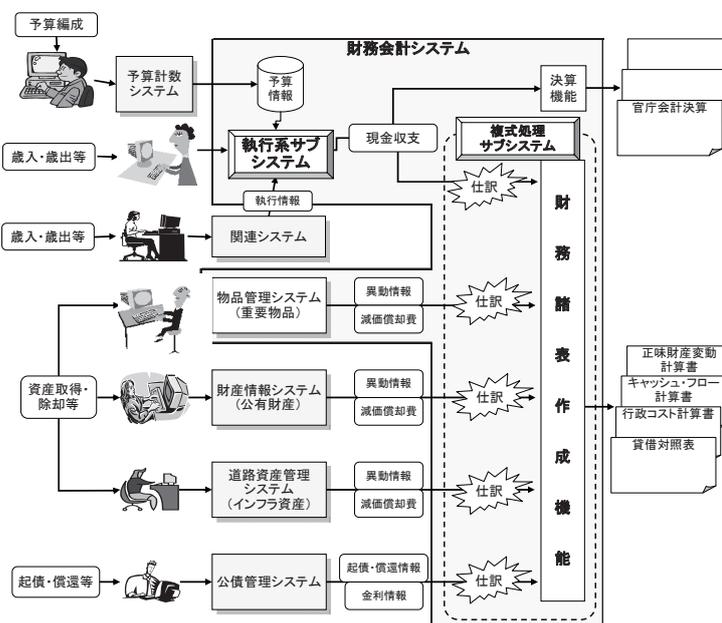
また、各局に対する研修等を通じて、複式簿記の基礎的な知識や都の新公会計制度の庁内周知を図るとともに、各局の部・所に対する複式直接検査を実施し、仕訳の確認、業務指導やシステムの操作指導等を行っている。

平成 30 年度より、財務諸表作成後、各局が行う監理団体等との連結財務諸表の作成及び総務省「統一的な基準」への組替に関する技術支援を行う。

(6) 財務会計システムにおける複式処理サブシステムの安定運用

財務会計システムにおいて、複式仕訳を行うサブシステムの安定運用を確保するため、勘定科目等のデータテーブル更新やシステム運用面での改善策の実施、資産系システム・公債管理システム等との連携を円滑に行うための各局調整等を行っている。

<都の新公会計制度におけるシステムの全体像>



(7) 新公会計制度の活用促進へ向けた自治体間連携

都では、全国初の本格的な財務諸表を作成した実績を踏まえ、制度の特長を活かした活用へ向け、自治体間連携に取り組んでいる。

平成 29 年度は、都と同様の制度を導入する世田谷区、品川区、板橋区に対し、制度設計・システムに関する情報提供や各自治体に設置された検討会議において助言するなどの導入支援を実施した。

一方、総務省が要請する「統一的な基準」(注)を採用する自治体に対しては、都内自治体を中心とした「意見交換会」を開催し、各自治体の実情に応じた情報提供・助言を行った。

また、大阪府及び愛知県等、都と同様の新公会計制度導入の先行団体と設置している「新公会計制度普及促進連絡会議」の構成団体が連携し、東京都荒川区で「新公会計制度推進シンポジウム2017 ～「分析」「活用」から始める自治体マネジメント～」を開催し、全国自治体関係者等に対し、財務諸表の活用へ向けた各自治体における取組について情報発信した。

今年度も引き続き、各自治体の実情に応じた支援・助言を行うとともに、「連絡会議」等を通じた活用及び分析手法の情報共有・情報発信を進め、制度の活用促進を図っていく。

注 平成 27 年 1 月、国は全国自治体に対し、国の定める「統一的な基準」に基づく財務書類作成を要請。

＜新公会計制度普及促進連絡会議 活動実績＞

年度	活動実績
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回連絡会議 (5 団体：東京都、大阪府、新潟県、愛知県、東京都町田市)
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回・第 3 回連絡会議 (7 団体：大阪市、東京都江戸川区が新規参加) ・ セミナー開催 <東京ビッグサイト> 「経営ツールとしての新公会計制度～制度導入の実際と政策マネジメントへの活用～」 ・ パンフレット「新公会計制度だからわかること・できること」作成
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 回連絡会議 (8 団体：大阪府吹田市が新規参加) ・ セミナー開催 <都内ホテル> 「新公会計制度でここが変わる～現場からの実例報告～」 ・ セミナー開催 <大阪府庁> 「新公会計制度普及のための市町村向けセミナー」 ・ パンフレット「自治体トップのための新公会計制度のすすめ」作成 ・ パンフレット「新公会計制度導入ロードマップ」作成
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 回連絡会議 (12 団体：福島県郡山市、東京都荒川区、福生市、八王子市が新規参加) ・ シンポジウム開催 <町田市内ホテル> 「制度導入のノウハウと自治体マネジメントにおける活用」
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 回連絡会議 (12 団体) ・ セミナー開催 <都内ホテル> 「新公会計時代の幕開け～自治体運営の羅針盤～」 ・ 「事業別財務諸表 指標分析ガイド」作成
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 回連絡会議 (15 団体：東京都中央区、世田谷区、品川区が新規参加) ・ シンポジウム開催 <江戸川区内ホール> 「財務諸表の有効活用が自治体経営を変える」
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 回連絡会議 (17 団体：東京都渋谷区、板橋区が新規参加) ・ シンポジウム開催 <荒川区内ホール> 「「分析」「活用」から始める自治体マネジメント」

7 公 金 管 理

公金管理課

会計管理局長の管理する公金については、安全性及び流動性を確保した上で効率的な公金管理を行うためのポリシーを策定している。このポリシーに基づき、預金については安全な金融機関を選択した上で定期性預金を基本とし、債券については安全性を確認した上で商品を選択するなど、公金の安全かつ効率的な保管・運用に努めている。

(1) 公金管理の基本的取組

会計管理局長の管理する公金について、金融情勢が不透明な状況においても、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な保管・運用を行うため、平成 14 年 3 月に、資金管理の通則、金融商品の選択、預金の取扱い等を定めた「東京都資金管理方針」を策定した。その後、策定から 10 年以上が経過し、都の公金を取り巻く国内外の金融環境の変化を受け、それまでの「東京都資金管理方針」を一部見直し、柔軟かつ効率的な運用を目的として、平成 27 年 3 月に「東京都公金管理ポリシー」として新たに策定した。

< 公金管理の原則 >

安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、資金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管及び運用を行うとともに、預金については金融機関の経営の健全性に十分留意する。

流動性の確保

支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

効率性の確保

安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の最大化を図り、また、効率的な資金調達に努める。

東京都公金管理ポリシー（H27.3 策定）

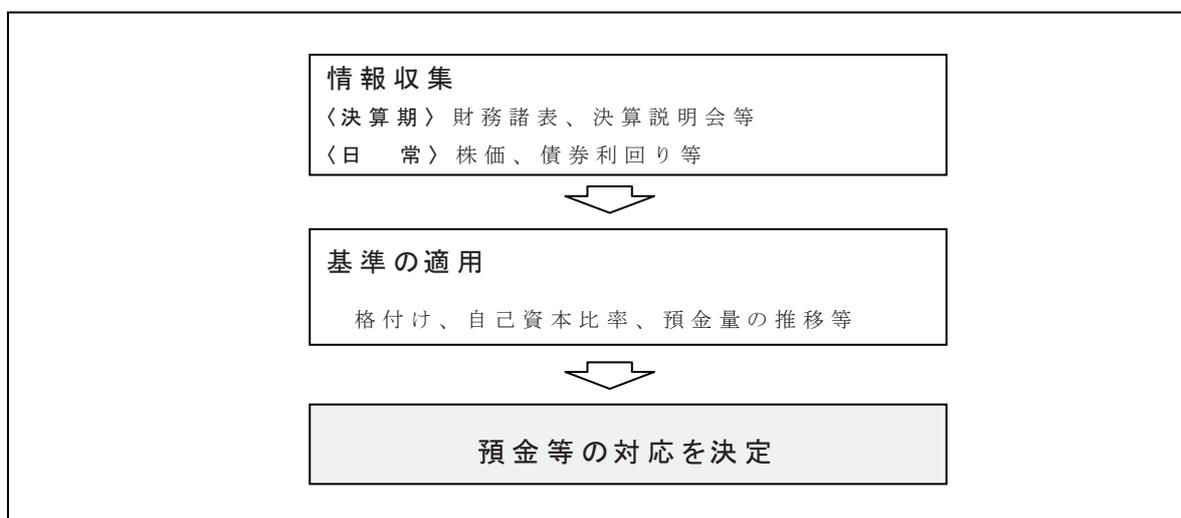
会計管理局では、このポリシーに基づいて、毎年度「公金管理計画」を策定し、歳計現金等、基金及び準公営企業会計資金に係る公金の運用計画を定めている。

現在、本年4月に策定した「平成30年度公金管理計画」に基づき、公金の管理に取り組んでいる。この計画においては、景気の動向や金融政策の先行きに特段の注意を払いつつ、安全性を最重要視し、流動性を十分に確保した上で、柔軟かつ効率的な保管・運用を目指すこととしている。

(2) 金融機関等の調査・分析

公金管理においては、安全性の確保が最も重要であり、預金先金融機関等の経営の健全性に十分留意する必要がある。そのため、日常的、定期的な情報収集活動を通じて得られる情報の中から経営指標を選定し、金融機関等の経営状況を把握している。その上で、経営指標の組合せにより設定した基準に基づき、預金等についての対応を決定、実行している。

< 預金等への対応 >



(3) 東京都公金管理アドバイザー会議

公金管理について、金融分野の専門家等の経験と識見を活用して、金融政策の動向や金融市場の変化を踏まえた適正なリスク管理を行うなど、金融情勢等に応じた的確な判断・対応を行うため、「東京都公金管理アドバイザー会議」を設置している。

委員は、学識経験者、金融アナリスト、公認会計士、弁護士等の5名で構成し、任期2年以内として、会計管理局長が委嘱している。

(4) 「平成30年度公金管理計画」に基づく公金の保管・運用

ア 計画策定にあたっての考え方

平成30年度は、公金の平均残高が増加する見通しの中、国内金利は金融緩和政策の継続に伴い、極めて低い水準での推移が見込まれており、公金の運用には困難な状況が続くものと考えられる。また、国際的な経済情勢や金融市場においては、年初より様々な変動が生じており、金融環境の先行きは不透明感を増していることなどから、預金設定や債券購入にあたっては、より安全性に配慮した慎重な判断と対応が求められている。

このような環境のもと、今年度の公金管理計画の策定にあたっては、今後の景気の動向や金融政策の先行きに特段の注意を払いつつ、「東京都公金管理ポリシー」に基づき、安全性を最重要視し、流動性を十分に確保した上で、柔軟かつ効率的な保管・運用を目指していく。

イ 公金の年間平均残高見込み

平成30年度の平均残高は、歳計現金等・基金・準公営企業会計資金の合計で、約5兆5,750億円（前年度の実績額から約1,238億円増）と見込んでいく。

<年間平均残高見込み>

区分	歳計現金等	基金	準公営企業 会計資金	合計
平成29年度実績	1兆1,891億円	3兆7,746億円	4,875億円	5兆4,512億円
平成30年度見込み	1兆1,800億円	3兆8,800億円	5,150億円	5兆5,750億円

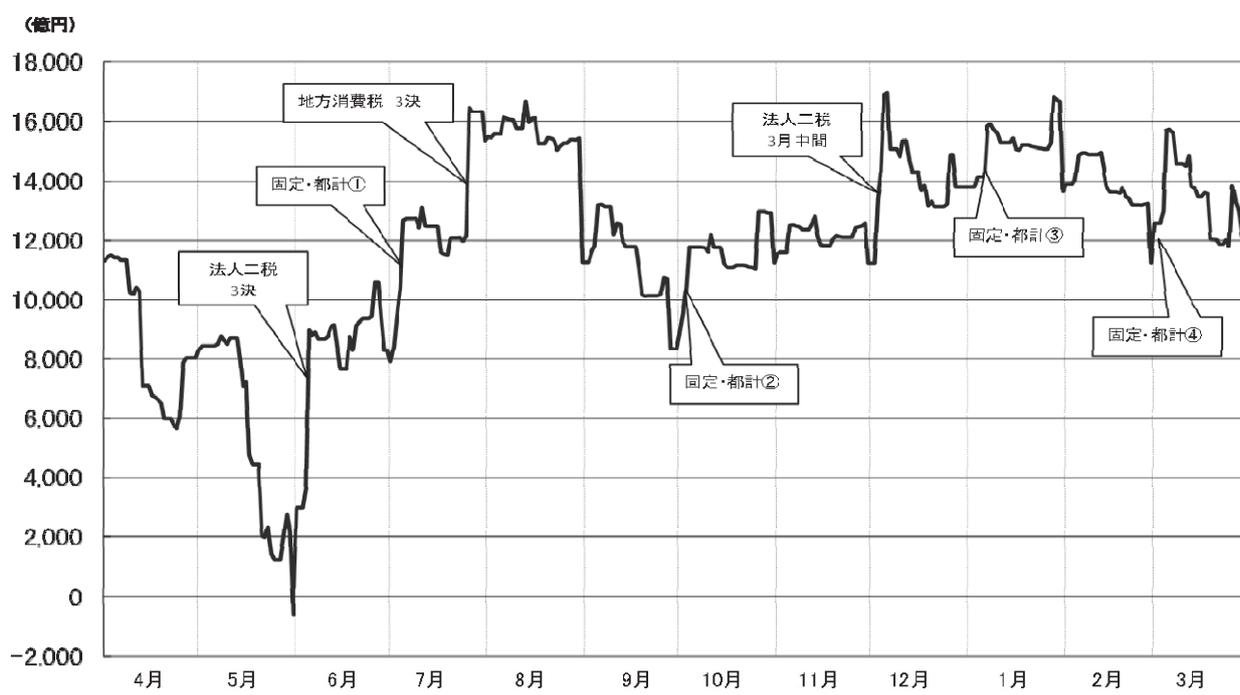
ウ 歳計現金等

(ア) 収支見通しと平成 30 年度の残高見込み

例年、年度当初には都税収入がほとんどなく、5 月末に資金不足となる可能性があることから、基金からの繰替運用により資金手当を行っている。6 月に入ると、法人二税の収入により残高は大幅に増加し、以降は法人二税及び固定資産税・都市計画税等の収入等により、年度末まで残高はプラスで推移する予定である。

平成 30 年度においては、税制改正における地方消費税の清算基準見直しによる減収は見込まれるものの、企業収益の堅調な推移に伴う法人二税の増収などにより、都税収入は 5 兆 2,332 億円と 29 年度最終補正後予算 5 兆 2,238 億円からは 94 億円増となる見込みである。歳計現金等の平均残高は、29 年度の実績額約 1 兆 1,891 億円から 91 億円減の約 1 兆 1,800 億円となる見込みである。

<平成 30 年度歳計現金等保管見込表>



注 「法人二税 3 決」は 3 月決算法人の法人二税、「固定・都計①」は固定資産税・都市計画税の第 1 期分、「地方消費税 3 決」は 3 月決算法人の地方消費税を指す。

(イ) 運用方法及び想定資金配分

歳計現金等は、地方自治法第 235 条の 4 の規定により、最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないとされており、支払に支障をきたさないよう細心の注意を払った上で、効率性についてもできる限り確保していく。

歳計現金等は原則 1 年以内で保管するものであり、預金での保管を基本とする。平成 30 年度は、日々の支払に備えるための支払準備金として約 400 億円を流動性預金で保管し、これを上回る運用可能資金については、効率性を確保するため、できる限り長い期間、安全性が確認できる金融機関に定期性預金を基本として保管する。

平成 30 年度に想定する資金配分は、以下のとおりである。

<歳計現金等 想定資金配分>

(平成 30 年度平均残高見込み)

(単位：億円)

区 分		預 金	
		金 額	割 合
支 払 準 備 金		400	3%
運 用 可 能 資 金	普 通 預 金	600	5%
	定 期 性 預 金	10,800	92%
全 体		11,800	100%

エ 基金

地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、自治体は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。平成 30 年度の基金の種類と平均残高の見込みは下表のとおりである。

< 基金の種類と平成 30 年度平均残高の見込み >

(単位：億円)

基金名	平均残高	基金名	平均残高
都市外交人材育成基金	64	介護保険財政安定化基金	36
災害救助基金	127	国民健康保険広域化等支援基金	25
東京都尖閣諸島寄附金による尖閣諸島活用基金	14	福祉・健康安心基金	62
財政調整基金	7,056	後期高齢者医療財政安定化基金	212
社会資本等整備基金	4,477	安心こども基金	43
東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金	4,845	医療施設耐震化臨時特例基金	11
防災街づくり基金	2,428	地域医療介護総合確保基金	345
人に優しく快適な街づくり基金	325	福祉先進都市実現基金	2,255
消費者行政活性化基金	3	農業構造改革支援基金	1
芸術文化振興基金	87	おもてなし・観光基金	125
障害者スポーツ振興基金	152	イノベーション創出基金	300
鉄道新線建設等準備基金(新設 ※1)	582	無電柱化推進基金	639
公害健康被害予防基金	24	減債基金	13,536
花と緑の東京募金基金	1	心身障害者扶養年金基金	450
水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金	341	国民健康保険財政安定化基金	258
		計(30基金)	38,822

※1 平成 29 年度最終補正予算で創設された基金

(ア) 基金残高の見通し

平成30年度は「東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金」等で積立を行うことにより、平均残高は前年度の実績額約3兆7,746億円から増加し、約3兆8,800億円となる見込みである。なお、今後東京2020大会の開催準備を着実に進めるために、「東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金」及び「3つのシティ実現に向けた基金(※1)」については、積極的な取崩が予定されている。

(イ) 運用方法及び想定ポートフォリオ

運用にあたっては、各基金の設置目的を踏まえ、それぞれの積立及び取崩の計画等に適切に対応できるよう、金融商品及び運用期間を設定する。

金融商品別のポートフォリオについては、適切な分散運用を基本とし、金融環境の変化に応じて柔軟に運用する。

また、金利変動の影響を平準化し、不測の資金需要に備えられるラダー型運用(※2)と、可能な限り長期間運用することにより比較的高い利回りが期待できる一括運用を組み合わせ、安定的かつ効率的な資金配分を実施する。平成30年度に想定するポートフォリオは以下のとおりである。

＜基金における金融商品別ポートフォリオ＞

区分	預金	債券	金銭信託
平成30年度想定	75%	24%	1%

＜基金における預金の内訳(金融機関種別ポートフォリオ)＞

区分	都市銀行	信託銀行	地方銀行等	外国銀行
平成30年度想定	48%	27%	13%	12%

注 預金先は入札により決定するため、平成30年度はあくまで想定割合

＜基金における債券の内訳(債券種別ポートフォリオ)＞

区分	国債	地方債	政府保証債	財投機関債等	金融債	外債
平成30年度想定	20%	33%	7%	30%	9%	1%

注 債券購入は市場動向によって決定するため、平成30年度はあくまで想定割合

注 「財投機関債等」は、財投機関債の他、政府関係機関が発行する債券を含む。

※1「2020年に向けた実行プラン」の、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の実現に向けた基金

セーフシティ：防災街づくり基金、無電柱化推進基金

ダイバーシティ：福祉健康安心基金、福祉先進都市実現基金、人に優しく快適な街づくり基金、障害者スポーツ振興基金

スマートシティ：社会資本等整備基金、芸術文化振興基金、水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金、おもてなし・観光基金、イノベーション創出基金

※2「ラダー型運用」については、用語解説(P92)参照

オ 準公営企業会計資金

(ア) 平均残高の見通し

準公営企業とは、地方公営企業法のうち、財務規定等が適用される、地方公共団体が経営する企業である。都では、「東京都地方公営企業の設置等に関する条例」において、地方公営企業法の規定の一部が適用される事業として、病院事業、臨海地域開発事業、港湾事業、市場事業及び都市再開発事業の5事業を設置している。

平成30年度の準公営企業会計資金（5事業の各会計）の平均残高は、合計で5,150億円程度となる見込みである。

<平成30年度準公営企業会計資金平均残高（見込み）>

（単位：億円）

会計名	平均残高
病院会計	940
臨海地域開発事業会計	2,350
港湾事業会計	280
中央卸売市場会計	1,180
都市再開発事業会計	400
合計（5会計）	5,150

(イ) 運用方法及び想定資金配分

準公営企業会計の資金は、所管局の依頼に基づき、日々の支払いに備える支払準備金は普通預金で保管し、これを上回る運用可能資金については、定期性預金等による運用を基本に、できる限り長い期間運用する。

平成30年度に想定する資金配分は、以下のとおりである。

<準公営企業会計 想定資金配分>

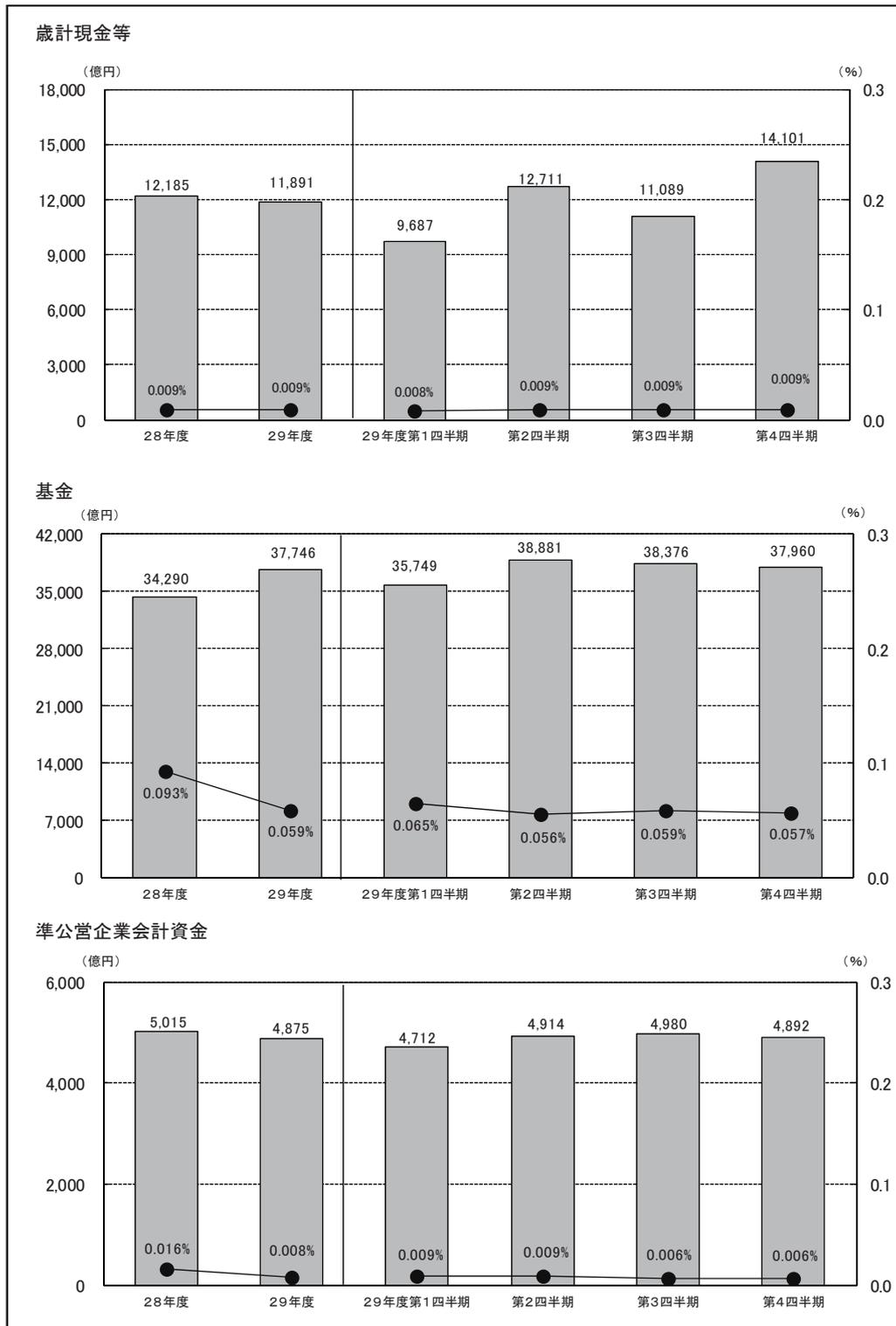
（単位：億円）

区分	平均残高	割合
支払準備金	1,290	25%
運用可能預金	3,860	75%
全体	5,150	100%

(5) 公金管理実績

公金の保管・運用の実績について、年度及び四半期ごとに公表している。
平成29年度の年間の運用利回りは、歳計現金等は横ばいであったのに対して、
基金及び準公営企業会計資金については市場金利の低下等により、低下した。

<平均残高及び利回り推移>



(平成29年度公金管理実績：資料編第5表P85参照)

8 指定金融機関等に関する事務

公金管理課

普通地方公共団体の会計事務は、地方自治法第 170 条の規定により、会計管理者がつかさどることになっているが、その事務全てを行うことは事実上困難である。そこで現金の取扱いに熟達している金融機関にその事務の一部を行わせるため設けられているのが指定金融機関である。

このほかに、収納事務の一部を取り扱う収納代理金融機関がある。

会計管理局では、指定金融機関及び収納代理金融機関を指定する事務を行っている。

(1) 指定金融機関等の機能と役割

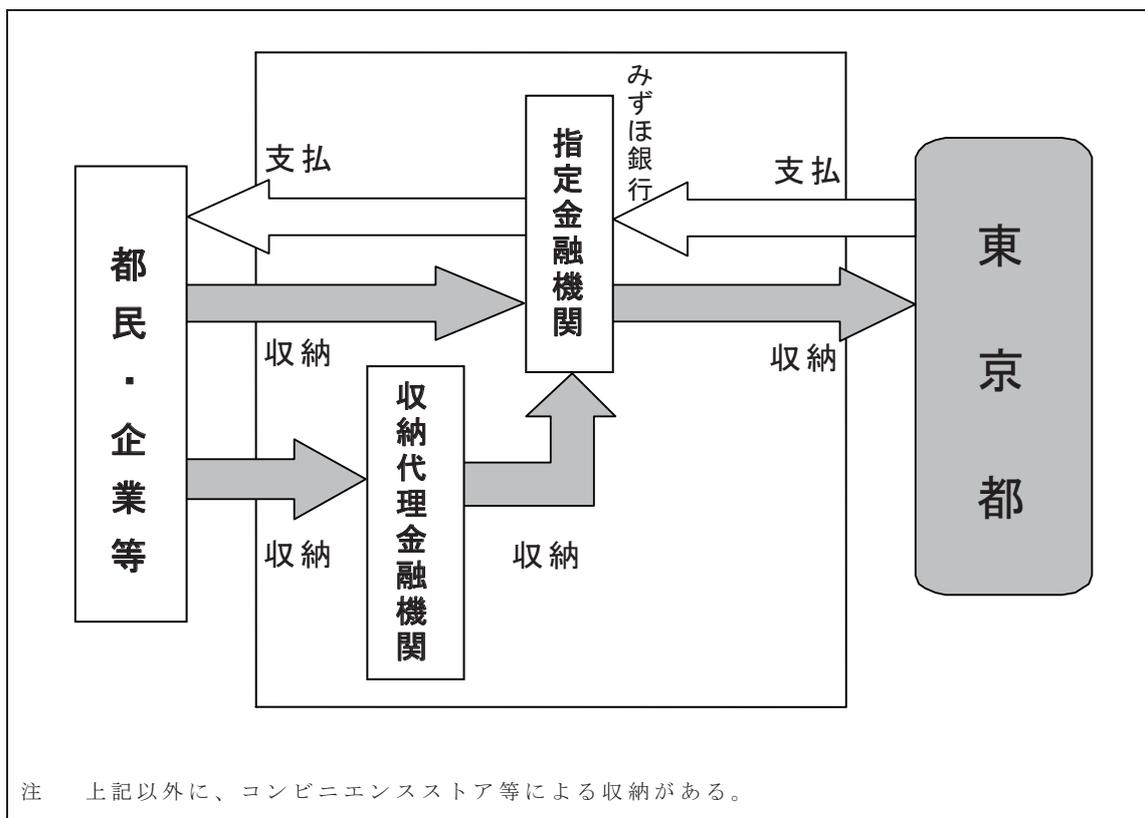
出納事務の効率的運営と安全を図る見地から、現金の出納事務に最も熟達している金融機関にその事務を取り扱わせることとするのが指定金融機関制度である。

このため、都道府県における公金の収納及び支払事務については、地方自治法第 235 条第 1 項の規定に基づき、金融機関を指定して取り扱わせなければならないとされており、この都道府県において指定した金融機関を指定金融機関という。また、このほかに収納事務の一部を取り扱う収納代理金融機関がある。

指定金融機関は、法令及び知事の定める諸規程に従って、公金の収納及び支払の事務並びに預金を取り扱い、また、収納代理金融機関において取り扱う公金の収納事務を総括するとともに、当該自治体に責任を負うことが義務づけられている。

都における公金の収納事務は、都民や企業から都税や各種使用料・手数料等を収納するため、指定金融機関のほか、普通銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等 168 法人（平成 30 年 8 月 1 日現在）に及ぶ金融機関が取り扱っている。一方、公金の支払事務は、都の事業執行等に伴う債権者等に対し、指定金融機関を通じて支払われている。

＜公金の流れと金融機関との関係＞



(平成 29 年度公金収納実績：資料編第 6 表 P86 参照)

(2) 指定金融機関等の指定状況

ア 指定金融機関

現在、都では「株式会社みずほ銀行」を指定している。

経緯

・昭和 39 年 4 月

地方自治法改正により、指定金融機関制度が創設。

「株式会社富士銀行」が都の指定金融機関となる。

・平成 14 年 4 月

「株式会社富士銀行」「株式会社第一勧業銀行」「株式会社日本興業銀行」の三行が、吸収分割及び合併により「株式会社みずほ銀行」と「株式会社みずほコーポレート銀行」の二行に統合及び再編された。この際、地方自治法施行令の規定により、指定金融機関業務の継承行である「株式会社みずほ銀行」を指定金融機関に指定した。

・平成 25 年 7 月

「株式会社みずほコーポレート銀行」を存続行、「株式会社みずほ銀行」を消滅行とする吸収合併が行われた。また、同日付で「株式会社みずほコーポレート銀行」から「株式会社みずほ銀行」への商号変更が行われた。この際、指定金融機関としての権利・義務を「株式会社みずほ銀行」が承継し、現在に至る。

イ 収納代理金融機関

収納代理金融機関は、地方自治法施行令第 168 条第 4 項の規定に基づき指定している。その指定は、「東京都指定金融機関等の指定及び検査要綱」に定める基準を充足する金融機関の中から、経歴、信用等を調査した上で行っている。

なお、日本郵政公社については、東京郵政局との協定及び郵便振替法に基づき収納事務を取り扱わせていた。しかし、平成 19 年 10 月 1 日、同公社の民営化により株式会社ゆうちょ銀行が発足するとともに同法が廃止されたことから、他の金融機関と同様の条件で、新たに株式会社ゆうちょ銀行を収納代理金融機関として指定した。

< 指定金融機関等の指定状況 >

(平成 30 年 8 月 1 日現在)

		法人数
指定金融機関		1
収納代理金融機関		168
内 訳	普通銀行	97
	信託銀行	4
	信用金庫	31
	信用組合	19
	農業協同組合	15
	その他	2
合 計		169

注 表中の「その他」とは、商工組合中央金庫及び中央労働金庫をいう。

9 官民連携ファンドに関する事務

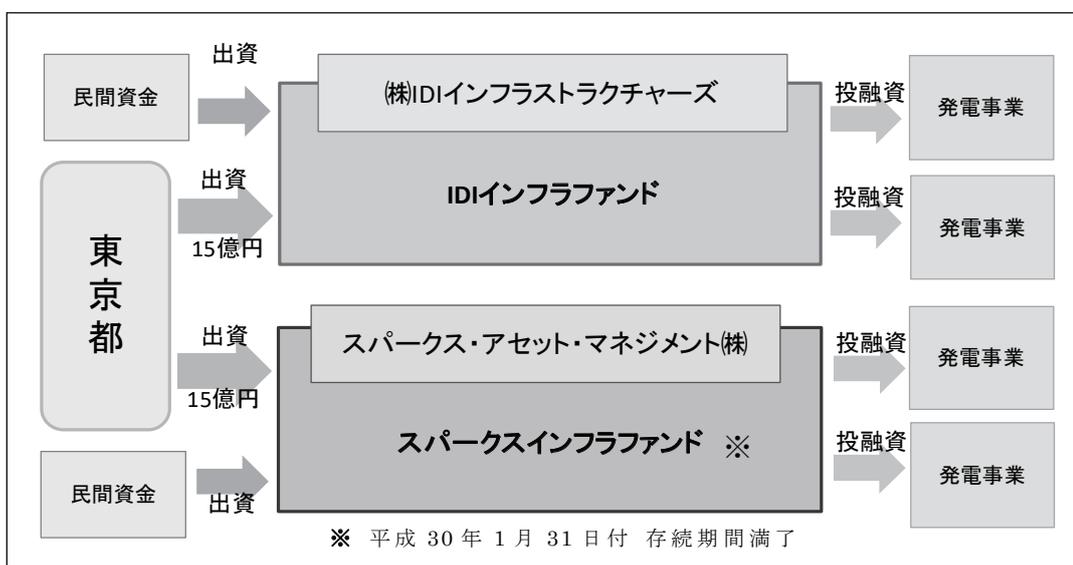
公金管理課

官民連携ファンドについて、法律、会計、投資分野等の専門家の助言を受けながら、質問権、検査権等を適切に行使し、その運営状況を継続的に監視している。

(1) 官民連携インフラファンド

目的	全国のエネルギー分野への投資を通じた電力供給の安定化等
投融資対象事業	電力・エネルギー分野のインフラ事業
組成時期	平成 24 年度
ファンド 運営事業者	株式会社 I D I インフラストラクチャーズ スパークス・アセット・マネジメント株式会社 ----- ・各 1 ファンド(投資事業有限責任組合) (計 2 ファンド)
都の出資規模	各ファンド 15 億円、計 30 億円 (有限責任組合員として出資)
ファンド規模	全体で約 300 億円

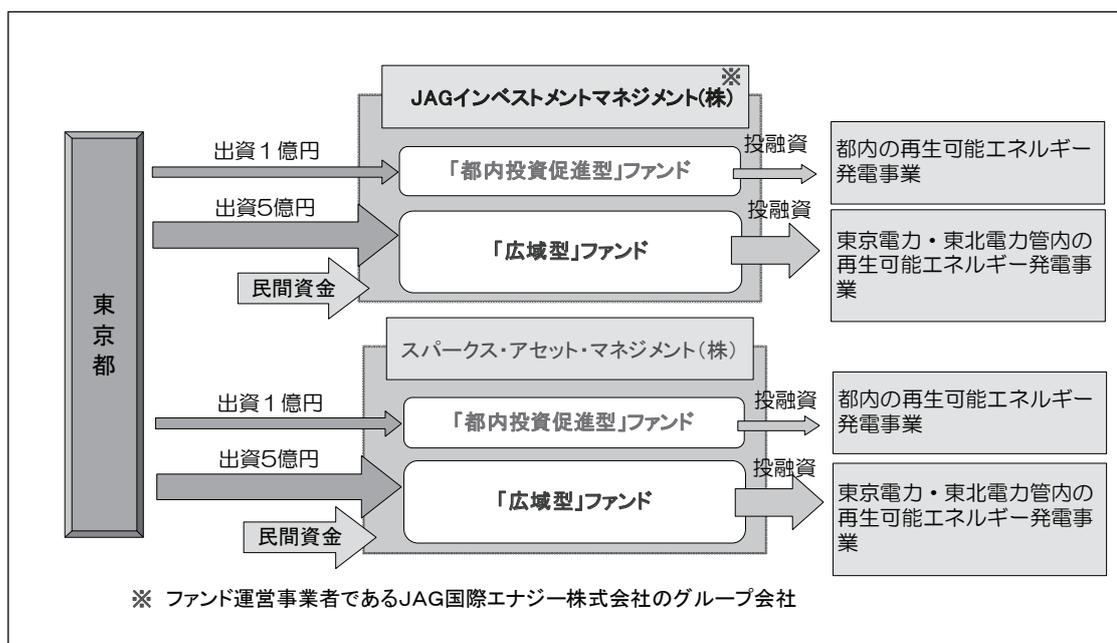
<官民連携インフラファンドスキーム図>



(2) 官民連携再生可能エネルギーファンド

目的	再生可能エネルギーの都内での導入促進、東北地方等における広域的な普及拡大等
投融資対象事業	都内投資促進型ファンド 都内の再生可能エネルギー発電事業 広域型ファンド 東京電力・東北電力管内地域の再生可能エネルギー発電事業
組成時期	平成26年度
ファンド運営事業者	JAG国際エナジー株式会社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 ----- ・各2ファンド (都内投資促進型ファンド：合同会社) (広域型ファンド：投資事業有限責任組合) (計4ファンド)
都の出資規模	都内投資促進型ファンド 各ファンド1億円、計2億円 (匿名組合出資(有限責任)) 広域型ファンド 各ファンド5億円、計10億円 (有限責任組合員として出資)
ファンド規模	全体で約100億円

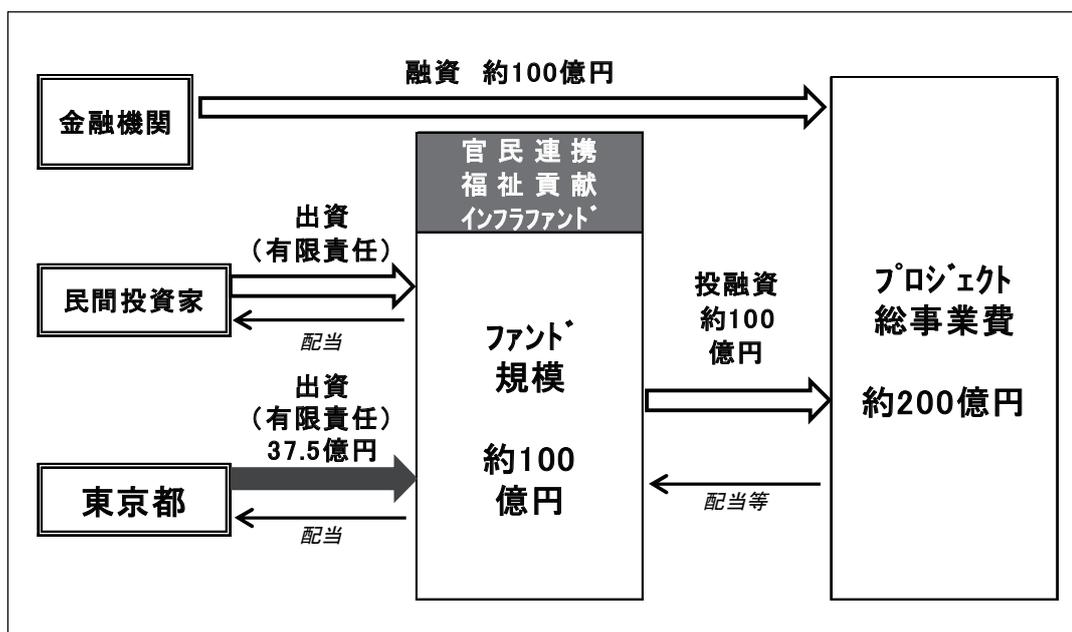
<官民連携再生可能エネルギーファンドスキーム図>



(3) 官民連携福祉貢献インフラファンド

目的	都内における子育て支援施設を含む福祉貢献型建物の整備促進等
投融資対象事業	都内における福祉貢献型建物を整備する事業
組成時期	平成 27 年度
ファンド マネジャー	A I Pヘルスケアジャパン合同会社 スターツアセットマネジメント株式会社 ・各 1 ファンド（投資事業有限責任組合） （計 2 ファンド）
都の出資規模	A I Pヘルスケアジャパン合同会社のファンド 25 億円 スターツアセットマネジメント株式会社のファンド 12.5 億円 計 37.5 億円 （有限責任組合員として出資）
ファンド規模	全体で約 100 億円を目指す。

<官民連携福祉貢献インフラファンドスキーム図>



10 用品に関する事務

総務課

都では、各局・所において共通的に使用する物品で比較的需要量が多いものの中から知事が指定した物品を「用品」として取り扱っている。

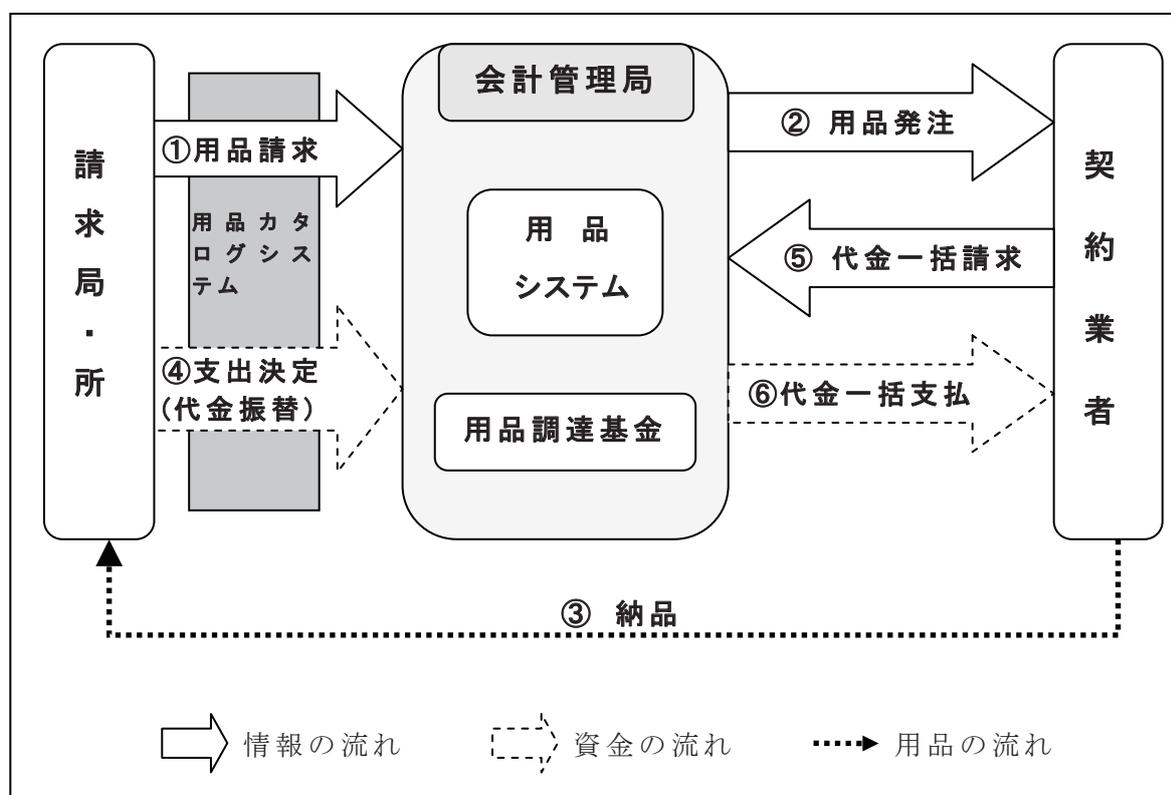
この用品を集中的に大量一括購入し、各局・所の需要に応じて安価に、計画的、安定的かつ迅速に供給することを目的として設けた制度が用品制度である。

(1) 用品制度の効果・特色

ア 物品購入事務の軽減

会計管理局が用品の調達及び供給事務を一元的に行うことにより、各局・所では、用品カタログシステム上の操作のみで請求から代金の支払まで一連の事務を行うことができ、購入に係る契約事務や物品帳票の作成事務等が不要となっている。

<用品システムフロー図>



イ 物品購入経費の節減

用品は、集中的に大量一括購入しているため、量販店の価格より安価となり、各局・所の物品購入経費の節減に寄与している。

ウ 用品の迅速かつ的確な配送

用品の配送は計画的に行っており、文房具類は、受付日の翌日に配送するなど、各局・所の利便性向上を図っている。

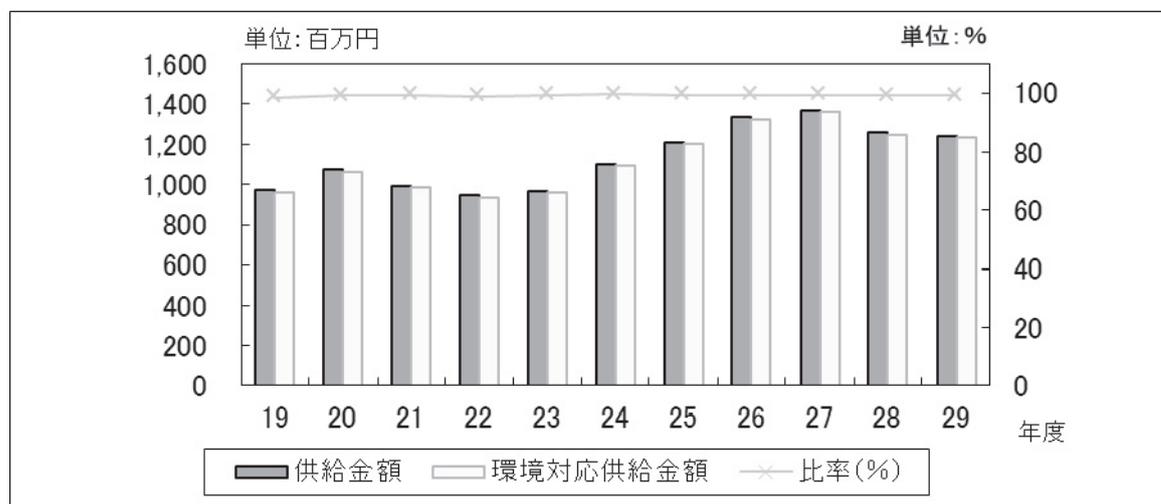
エ 品質・規格の標準化

原則として、用品に指定する物品をJIS規格品又は同等品とすることにより、一定水準の品質を確保するとともに、都で使用する物品の品質・規格の標準化を図っている。

オ グリーン購入の推進

用品の指定は、環境への負荷を低減するため、東京都グリーン購入推進方針（※）及び東京都グリーン購入ガイド（※）に基づいて行っており、率先して環境に配慮した調達を実施している。

＜グリーン購入の供給額の推移＞



※ 「東京都グリーン購入推進方針」及び「東京都グリーン購入ガイド」は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第4条」に基づき、東京都環境局が策定したものである。

(2) 東京都用品調達基金

用品の購買、管理及び供給に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、東京都用品調達基金条例に基づき、平成6年4月に「東京都用品調達基金」を設置した。

この基金により購入した用品を各局・所に有償で供給し、各局・所から回収した当該代金を基金に繰り入れながら回転運用を行っている。

本基金の活用により、会計年度独立の原則等、予算の制約を受けることなく、用品供給が可能となっている。

(3) 用品指定品目及び品名

用品として指定しているものは、56品目 163品名であり、その内訳は、下表のとおりである。

＜用品指定品目及び品名＞ 平成30年8月1日現在

区 分	品目数	品名数	品目のうち主なもの
印刷物	4	8	名刺カード、納入通知書・納付書
文房具	36	76	ファイル類、ボールペン
用 紙	1	16	複写機用紙
雑 品	4	8	トイレットペーパー、蛍光ランプ
什 器	11	55	片袖机、回転椅子、書庫
合 計	56	163	

(4) 供給対象の局・所数

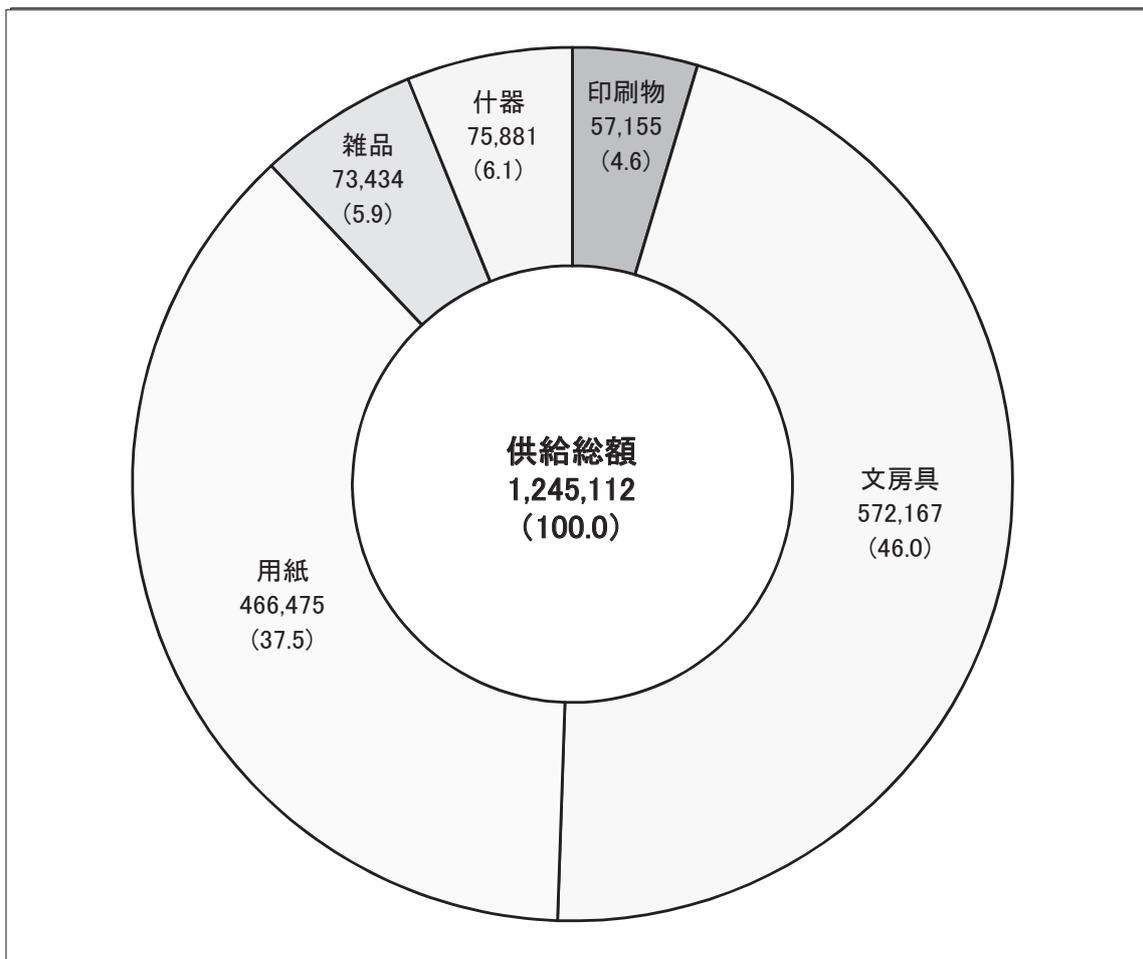
用品の供給対象の各局・所は、平成30年8月1日現在、請求事務を行う請求局・所数が541か所、配送を受ける配送局・所数が752か所である。

(5) 区分別供給額

平成 29 年度における用品の区分別供給額は、下図のとおりである。

<平成 29 年度用品区分別供給額>

単位：千円(%)



1 1 国費に関する会計事務

出納課

国費に関する会計事務は、国の会計事務のうち、会計法等の規定に基づき、知事の同意の上、都道府県が行うもので、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務である。会計管理者は、会計法及び国の債権の管理等に関する法律の規定に基づく知事の指定により、「歳入徴収官」、「官署支出官」として、国の歳入、歳出及び債権管理に関する事務を行っている。

(1) 歳入徴収官(歳入事務)

国の徴収すべき歳入について、徴収決定及び債務者に対する納入告知の事務、収納、督促等の事務を行う(会計法第4条の2及び第48条)。

(平成29年度国費歳入決算額：資料編第8表P88参照)

(2) 官署支出官(歳出事務)

国の支出の原因となる契約その他の支出負担行為の確認、国の支出すべき債務の調査確認及び支出の決定等の事務を行う(会計法第24条及び第48条)。

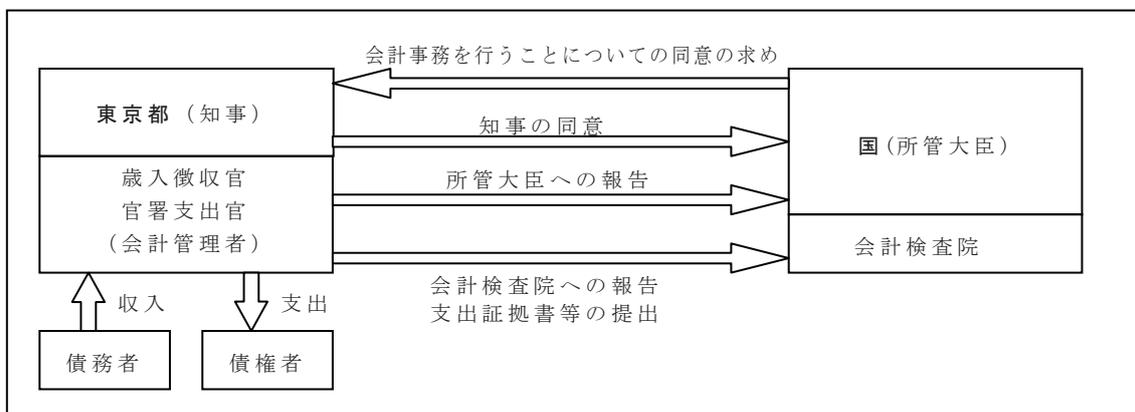
(平成29年度国費歳出決算額：資料編第9表P89参照)

(3) 債権管理

歳入徴収官が所管する国の債権に関する登録、保全、取立て及び消滅等の事務を行う(国の債権の管理等に関する法律第5条)。

(平成29年度債権管理額(国費関係)：資料編第10表P90参照)

<国費会計事務フロー図>



1 2 準公営企業に関する会計事務

公金管理課・出納課

準公営企業会計とは、地方公営企業法第2条第2項及び第3項の規定に基づき、地方公営企業法の一部（財務規定等）が適用される事業（準公営企業）に係る収支を経理する会計である。

都では、準公営企業として、病院事業、臨海地域開発事業、港湾事業、市場事業及び都市再開発事業を設置している（東京都地方公営企業の設置等に関する条例第1条第1項第8号から第12号）。

会計管理局では準公営企業の業務に係る公金の出納及び保管の事務を行っている。

(1) 特別企業出納員の設置

準公営企業に係る公金の領収、支払及び保管に関する事務処理の統一性・的確性を期するため、会計管理局に特別企業出納員を置き、事務を処理している。特別企業出納員は、会計管理局管理部長をもって充てている。

（平成29年度準公営企業会計収入支出実績表：資料編第11表P91参照）

(2) 出納取扱金融機関等の指定状況

地方公営企業法第27条の規定に基づき、準公営企業の業務に係る公金の出納又は収納の事務及び預金を取り扱わせるため、出納取扱金融機関として株式会社みずほ銀行を、収納取扱金融機関として株式会社三菱UFJ銀行ほか12金融機関を指定している。

＜準公営企業会計 収入・支出フロー図＞

